

観光統計を活用した歴史・文化観光資源の持続可能性とまちづくり施策に関する研究

外村 剛久¹・宮下 清栄²

¹学生会員 法政大学大学院 デザイン工学研究科 (〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2丁目33)

E-mail:takehisa.tonomura.6t@stu.hosei.ac.jp

²正会員 法政大学大学院 デザイン工学研究科 教授 (〒162-0843 東京都新宿区市谷田町2丁目33)

E-mail:miyasita@hosei.ac.jp

我が国の観光に関する統計の整備・公開は他の先進国よりも遅れており、定量的・画一的な観光評価が困難な状況であった。そのような状況の中、観光庁では平成22年度の統計に全国統一基準を設け、全都道府県での観光統計の統一化を図っている。また、近年では観光による地域活性化を図った観光まちづくりが注目され、まちづくり施策との連携が重要である。加えて、持続可能な観光を築く事が求められており、観光資源のマネジメントが重要である。

本研究では、歴史まちづくり法に認定された都市の歴史・文化観光資源において、持続可能性の指標として季節変動性に着目し、観光地点別の評価を行った。また中心市街地活性化基本計画にも認定されている松江市・弘前市を対象として上記2法による計画を比較・分析した。

Key Words : *Tourism statistics, Sightseeing city planning, Sustainable tourism, Tourism management*

1. 研究背景と目的

近年、地域固有の観光資源を活かし、保全しながら地域活性化に貢献する観光の概念をエコツーリズムと呼び近年注目されている。また、観光による地域活性化を図る観光まちづくりが注目されており、観光が担う役割や与える影響は単に観光地周辺のみならず、都市全体での効果が期待されている。

しかし、歴史・文化観光資源については持続可能性な観光が問題となっている。当該資源は中心市街地内やその他既成市街地に存在する事が多く、自然災害による損傷、市街地開発事業等により観光資源がおびやかされてきた。これらは従来まで文化財保護法、古都保存法等により保護が行われてきたが、前者は該当する文化財のみに適用される点的な保護であり、後者は京都や奈良などの限定的な地域に適用されるだけであった。すなわち、一般性をもった市街地単位での観光資源の保全については根拠法が存在しなかった。

そのような状況下の中、2008年に歴史まちづくり法(以下:歴まち法)が制定された。同法は歴史的・文化的な「まち並み」自体を保全し、観光まちづくりへ寄与

するための支援を行う法律であり、今後の活用が望まれている。しかし、施行されてから5年経過した現在、施策評価を客観的に行い、科学的に評価した研究は少ない。

一方、観光庁は2010年度の観光統計において全国統一基準を設け、全都道府県で統一の観光統計調査を図っており、統一的・画一的な比較研究の可能性が示唆される。しかし、都道府県により全国統一基準への導入や調査内容については未だに大きな違いが見られ、整理する必要があり、観光統計を活用した科学的な研究も少なく、議論すべきである。さらに、観光資源に関して観光客の季節変動性や観光資源特性を考慮した持続可能性の研究も少ない。

そこで本研究では、全都道府県の観光統計の規準、調査方法・内容を調査し、観光統計の整備実態を把握する。さらに、全国統一基準で調査された観光統計を用いて、歴史まちづくり法に認定された都市における歴史・文化観光資源に着目して観光資源別に持続可能性を検討する。最後に、歴史まちづくり法と中心市街地活性化法、2法に基づく計画を提出・認定された弘前市・松江市について比較・分析し、まちづくり施策と歴史・文化保全施策との連携及びそれぞれの特徴を見出す事を目的とする。

2. 既往研究・資料レビューと本研究の位置づけ

観光統計に関する資料としては、社団法人 日本観光協会¹⁾が毎年発行している「数字でみる観光」に都道府県ごとの観光統計の調査内容が記載されている。しかし調査・集計方法に関して観光庁規準なのか独自の方法なのか区別がつかず、加えて外国人統計に関する情報がない。歴史・文化観光資源に関する研究は、世界文化遺産に関するもの²⁾や建造物群・まち並みの景観に関する研究³⁾が多い。季節変動に関する研究では、大井⁴⁾はLundtrop(2001)が考案した季節変動の式を用いて平成19年から22年にかけて、全国都道府県別に季節変動の分析を行い、大都市圏ほど季節変動が小さく、地方圏では大きい事を明らかにした。しかし市区町村別や観光タイプ別に行っておらず、ミクロな地域レベルでの分析が必要である。

そこで本研究では、全都道府県の観光統計を全て調査し、統計基準の区別、外国人に関する統計を加え、より

詳細な観光統計のデータベースを作成する。また歴史まちづくり法に認定され、観光地別、月別での観光統計を有している都市を対象として観光地別に季節変動性や観光資源特性を考慮した持続可能性の検討を行う。世界遺産など限定的な観光資源のみならず、統計基準に即したあらゆる観光資源について評価が行える事が本研究の特徴である。

3. 観光統計の整備状況の把握

各都道府県の観光統計報告書及びヒアリングにより観光統計の調査基準・内容を整理した結果を表1に示す。全都道府県が有する最新年度である平成22年度統計について調査した。調査基準については、観光庁の全国統一基準で行っている都道府県が35、日本観光協会規準が4、独自基準が8都道府県である事が明らかになった。導入予定については、大阪府と福岡県が未導入である。入込

表 1 都道府県別調査結果

都道府県	観光庁統計導入	調査規準 ○観光庁 △日本観光協会 □独自	全体											市区町村別					観光地点別			
			入込客 万人 (延べ)	月別 入込	県内 外別	日帰り・ 宿泊別	外国人 ○国別 △合計	外国人 月別	目的 別	交通 機関別	観光 消費額	入込客 万人 (延べ)	月別 入込	県内 外別	日帰り・ 宿泊別	外国人 ○国別 △合計	外国人 月別	目的 別	交通 機関別	観光 消費額	入込	月別 入込
北海道	H224-	○	5,127	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青森県	H224-	○	3,421	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩手県	H224-	□	3,751	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮城県	H224-	△	5,678	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
秋田県	H231-	□	4,488	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山形県	H224-	□	3,943	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福島県	H224-	○	5,718	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
茨城県	H231-	□	5,004	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
栃木県	H231-	△	8,522	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
群馬県	H224-	○	6,025	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
埼玉県	H231-	□	11,433	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
千葉県	H224-	○	15,705	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東京都	H224-	○	46,600	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神奈川県	H224-	○	17,419	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	H224-	○	6,932	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富山県	H224-	○	2,770	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石川県	H224-	○	2,154	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福井県	H224-	△	2,534	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山梨県	H224-	○	4,386	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長野県	H224-	○	8,666	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岐阜県	H224-	△	5,188	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
静岡県	H224-	○	13,843	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛知県	H224-	○	14,788	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三重県	H224-	○	6,380	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋賀県	H224-	○	4,357	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京都府	H224-	○	7,674	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大阪府	未導入	□	15,683	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵庫県	H224-	○	7,175	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県	H224-	○	4,393	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和歌山県	H224-	○	918	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鳥取県	H224-	○	1,122	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島根県	H224-	○	2,840	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岡山県	H224-	○	1,008	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	H224-	○	1,801	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山口県	H224-	○	2,236	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
徳島県	H224-	○	1,411	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
香川県	H224-	○	1,074	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
愛媛県	H224-	○	1,302	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高知県	H224-	○	435	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福岡県	未導入	□	10,012	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	H22.10-	○	2,993	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	H23.1-	□	2,900	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	H22.4-	○	5,724	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	H22.4-	○	398 (宿泊)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	H224-	○	1,190	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	H224-	○	1,327	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沖縄県	H224-	○	949	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
集計			35	37	41	26	8	26	25	34	31	23	11	19	11	4	13	5	9	29	12	
割合(%)			74%	79%	87%	55%	17%	55%	53%	72%	66%	49%	23%	40%	23%	9%	28%	11%	19%	62%	26%	

客については、大分県が宿泊旅行者のみの統計で、日帰り客等は考慮しておらず検討が必要である。また、都道府県単位、市区町村単位、観光地単位で観光統計の指標の存在の有無を算出した。結果を表2に示す。個数は各指標・単位で統計が確認された都道府県の数、割合は個数を47(全都道府県数)で除した。多くの指標において市区町村の整備割合が都道府県に比べ低くなっている事が分かる。入込客でも都道府県では46あるのにも関わらず、市区町村では31、観光地別では29箇所しか存在しない。さらに、月別では23箇所と半数を下回っている事が明らかになった。外国人月別入込では、都道府県で8、市区町村では4箇所といずれの統計単位中で最も低い統計整備となった。

表 2 調査結果集計

指標	都道府県		市区町村		観光地点	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
入込客	46	97.8%	31	66.0%	29	61.7%
月別	35	74.5%	23	48.9%	12	25.5%
県内外	37	78.7%	11	23.4%	-	-
日帰り・宿泊	41	87.2%	19	40.4%	-	-
外国人入込	26	55.3%	11	23.4%	-	-
外国人月別	8	17.0%	4	8.5%	-	-
目的別	26	55.3%	13	27.7%	-	-
交通機関別	25	53.2%	5	10.6%	-	-
観光消費額	34	72.3%	9	19.1%	-	-

4. 歴史まちづくり法の認定状況と属性

歴史まちづくり法は 2008 年に施行され、2012 年 7 月現在で 35 都市が計画に認定されている。整理した結果を表 3 と図 1 に示す。2009 年の 1 月に高山市が認定された。次いで亀山市、萩市、彦根市が 10 万人以下の都市で認定が続いた。2009 年には 45 万人の金沢市で認定された。また同年 11 月に政令指定都市として初めて京都市が認定された。2012 年 6 月に竹原市、尾道市、明和町、東御市で認定された。歴まち法以外の歴史・文化資源保護制度として文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群、

市街地の活性化政策として中活計画の認定状況を調査した。京都市は古都保存法や文化財保護法に基づく多くの伝統的建造物群に指定されており、社家町、門前町、茶屋街、門前町に登録されている。京都市に限らず認定された都市の半数近くが伝統的建造物群に指定されている。中活計画では金沢市をはじめ 7 都市で認定を受けている。

表 3 歴史まちづくり法認定都市の概要

※社家町,門前町,茶屋街,門前町

認定都市	都道府県	認定日	2005年人口	中活計画	重要伝統的建造物群	文化財分類
高山市	岐阜県	2009/1	96,231		●	商家町
亀山市	三重県	2009/1	49,253		●	宿場町
萩市	山口県	2009/1	57,990		●	宿場、港、武家町
彦根市	滋賀県	2009/1	109,779			
金沢市	石川県	2009/1	454,607	●	●	茶屋街
犬山市	愛知県	2009/3	74,294			
桜川市	茨城県	2009/3	48,400		●	在郷町
山鹿市	熊本県	2009/3	57,726	●		
佐川町	高知県	2009/3	14,447			
下諏訪町	長野県	2009/3	22,863			
津山市	岡山県	2009/7	110,569			
京都市	京都府	2009/11	1,474,811		●	※
水戸市	茨城県	2010/2	262,603			
長浜市	滋賀県	2010/2	62,225			
弘前市	青森県	2010/2	173,221	●	●	武家町
甘楽町	群馬県	2010/3	14,313			
高梁市	岡山県	2010/11	38,799		●	鉦山町
三好市	徳島県	2010/11	34,103		●	山村集落
太宰府市	福岡県	2010/11	67,087			
恵那市	岐阜県	2011/2	55,761		●	商家町
松江市	島根県	2011/2	196,603	●		
白河市	福島県	2011/2	47,854	●		
川越市	埼玉県	2011/6	333,795	●	●	商家町
小田原市	神奈川県	2011/6	198,741			
松本市	長野県	2011/6	227,627			
高岡市	富山県	2011/6	167,685	●	●	商家町
多賀城市	宮城県	2011/12	62,745			
大洲市	愛媛県	2012/3	50,786			
美濃市	岐阜県	2012/3	23,390		●	商家町
宇治市	京都府	2012/3	189,591			
佐賀市	佐賀県	2012/3	206,967			
竹原市	広島県	2012/6	30,657		●	製塩町
尾道市	広島県	2012/6	114,486			
明和町	三重県	2012/6	11,326			
東御市	長野県	2012/6	31,271		●	宿場町

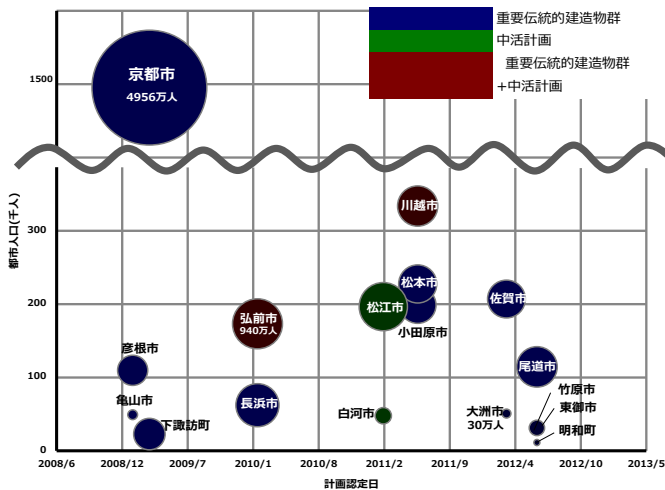


図 1 計画認定日と都市人口

○の大きさは2010年の観光客数 観光統計がない都市を除く

5. 観光統計を用いた季節変動分析

季節変動を表すために、大井⁴⁾はLund trop (2001)が考案した以下の式で季節変動を計算した。1に近い値ほど季節変動が少なく、1/2に近づくほど大きくなる。本研究では、表3に記載されている都市で観光庁全国統一基準の観光統計を有し、観光地で月別の統計が平成22年、16年の2か年分存在する都市を対象として(1)式により季節変動係数の算出を行う。表1を用いて対象地域の選定を行ったところ、下諏訪町、犬山市、松江市、松本市、東御市が条件に適合した。以上5市の概要を表4に示す。観光客数が下諏訪町、犬山市は増加しているが、松江市、

松本市，東御市では減少している．また季節変動が下諏訪町で 0.219 と比較的低い値となっている．

$$\omega = \frac{\bar{V}}{V_{max}} \quad \left(\frac{1}{12} \leq \omega \leq 1\right) \quad (1)$$

ω : 季節変動係数 \bar{V} : 一月あたり平均観光客数
 V_{max} : ピーク月の観光客数

図 2 に長野県を対象として平成 10 年から平成 22 年までの観光客数と季節変動係数の推移を示す．長野県では 1998 年に長野オリンピックがあったため平成 10 年をピークとして観光客が減少したが，平成 21 年にはオリンピック時の水準まで復調している．季節変動と観光客数との間に緩やかな相関関係が見られる．

対象都市である 5 市の観光地を対象として，観光タイプ別に季節変動係数を算出する．観光タイプの分類は官公庁が定義した中分類・小分類⁹⁾を用いる．

観光庁基準中分類の都市観光，温泉・健康，歴史文化，自然，スポーツ・レクリエーションに分類し，2010 年における季節変動係数をタイプ別で平均して図 3 に示した．都市型観光が最も季節変動係数が高く，すなわち季節変動が少ない．次いで温泉・健康が高い．最も季節変動が大きいのはスポーツ・レクリエーションである．これは海水浴やキャンプなど，自然を利用したレクリエーションの統計を含んでいるためである．自然は山岳や高原などは冬季には豪雪・地滑りにより危険な地域となりうるため観光客が少なく，夏には涼しく避暑地となり

表 4 対象都市の概要

指標	都道府県		市区町村		観光地点	
	個数	割合	個数	割合	個数	割合
入込客	46	97.8%	31	66.0%	29	61.7%
月別	35	74.5%	23	48.9%	12	25.5%
県内外	37	78.7%	11	23.4%	-	-
日帰り・宿泊	41	87.2%	19	40.4%	-	-
外国人入込	26	55.3%	11	23.4%	-	-
外国人月別	8	17.0%	4	8.5%	-	-
目的別	26	55.3%	13	27.7%	-	-
交通機関別	25	53.2%	5	10.6%	-	-
観光消費額	34	72.3%	9	19.1%	-	-

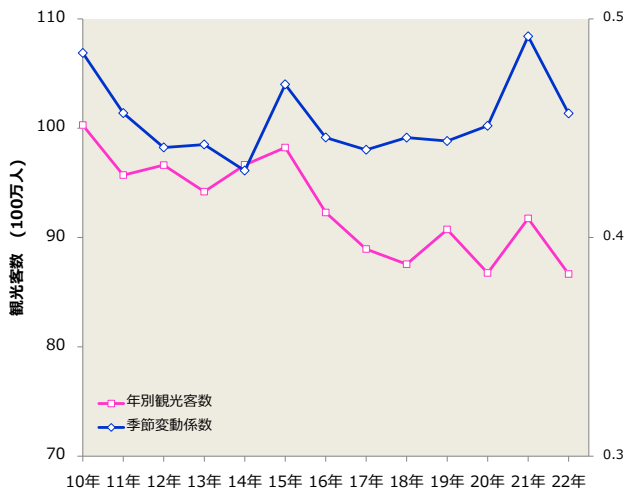


図 2 長野県における年別観光客数と季節変動係数

うるため観光客が多いため季節変動が大きくなったと考えられる．

次に，観光庁規準小分類で季節変動をみる．結果を図 4 に示す．スポーツ・レクリエーションは，スタジアムや遊園地などの施設型観光地では季節変動は少ないものの海水浴場やキャンプ場では大きい事が明らかになった．また，レジャーランドに次いで温泉地の季節変動が小さい．歴史・文化では町なみや産業観光，資料館・博物館では季節変動が少ないが，庭園，動・植物園，神社・仏閣で季節変動が大きい事が明らかになった．自然観光資源は比較的季節変動が大きい．

観光地別の季節変動と観光客増減の関係を見るために，対象都市内の観光資源について，横軸に平成 22 年の季節変動係数，縦軸に平成 16 年から 22 年までの観光客数増減率，○の大きさは平成 16 年次の観光客数によって定義し作図した．結果を図 5 に示す．最も観光客数が増加したのは玉造温泉であり，最も減少したのは大根島であった．一方，最も季節変動係数が高いのは犬山カントリークラブであり，最も低い値なのは熊野大社である事が明らかとなった．

歴史・文化の観光地では，神社・仏閣とそれ以外とで季節変動が異なる事が図 4 から分かったため，区別して作図した．神社・仏閣のほとんどが係数 0.2 を下回っており，これは一月あたり平均の 5 倍以上ピーク月に訪れており，他のタイプの観光資源に比べ著しく季節変動が

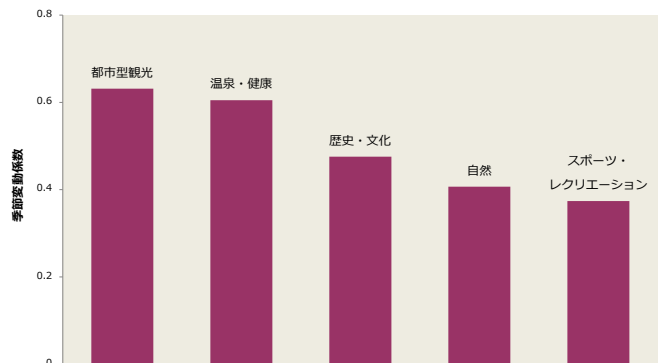


図 3 観光地類型別の季節変動 (中分類) 平成 22 年

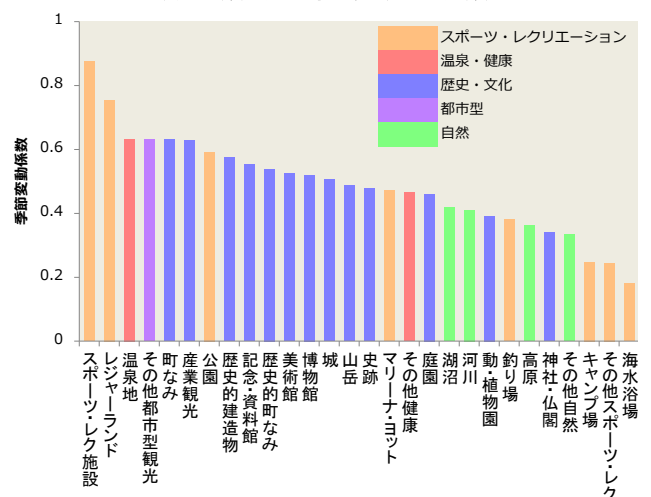


図 4 観光地類型別の季節変動 (小分類) 平成 22 年

大きい事が明らかになった。

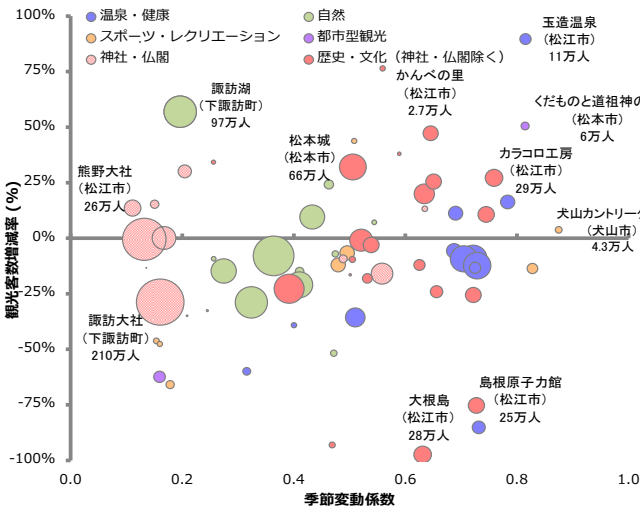


図 5 観光地別の季節変動と観光客数の増減率

松江市を例として、歴まち法において指定した中心部の重点区域周辺の観光資源の季節変動と観光客数の分布を示す。観光資源は歴史・文化観光資源が多く、そのほとんどが5月をピーク月、閑散月を1月としている事が明らかとなった。最も季節変動が少ないのが、19番の宍道湖しじみ館であり、季節変動係数は0.808であった。



図 7 松江市中心部における観光地別の季節変動と観光客

一方、最も季節変動が大きかったのは17番の袖師窯であり、観光客も最も少ない結果となった。また観光客が最も多いのが16番のカラコロ工房であり、袖師窯と同じ小分類の産業観光であるにも関わらず、季節変動係数が0.759と高い。さらに、2番の松江城近辺の観光資源については、3番の松江城山公園、5番の武家屋敷ではピーク月が松江城と同じ5月であり季節変動係数についても0.625~0.651と非常に似た値を持っている事が明らかになった。

6. 松江市と弘前市の比較分析

歴まち法と中活法の事業の特徴及び連携を分析するために、松江市と弘前市をケーススタディーとして分析を行う。図1から松江市と弘前市は歴まち法と中活法に基づく計画に認定され、人口規模が20万程度であり、観光客数においても900万人程度であるため2法の計画比較に適していると判断した。

弘前市と松江市の歴まち法、中活法の計画概要を表6に示す。データは両市の歴まち法、中活法の認定された計画書⁽⁶⁷⁾⁽⁸⁹⁾を用いた。中活法については、弘前市、松江市ともに平成20年の7月9日に認定されている。面積については、弘前市が401と、松江市が398と同程度の面積を有している。中活計画では計画を達成するために具体的な数値目標を掲げる事が義務付けられており、目標①と③において、両市ともそれぞれ中心市街地歩行者・自転車交通量、中心市街地観光施設等入場者数を定めている事が明らかとなった。

歴まち法指定重点区域、中活法指定中心市街地区域が重複している区域において、それぞれ計画されているハード事業について、地図上に布置したものを図7に示す。ソフト事業の位置については弘前市の計画書⁽⁸⁾に図示されていなかったため今回は除外した。歴まち法で計画されている事業、中活法で計画されている事業については道路・河川等のインフラ整備、施設整備・リニューアルに区別した。また歴まち法計画、中活法計画において事

表 5 松江市重点区域(中心部)観光資源における月別観光客数 観光客数の単位:人
赤:各観光地のピーク月における観光客数 青:各観光地の閑散期における観光客数

番号	観光資源	中分類	小分類	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計	季節変動係数
1	宍道湖遊覧船	自然	湖沼	470	399	110	2,561	3,363	1,781	2,700	3,605	2,498	2,752	2,200	1,101	23,540	0.544
2	松江城	歴史文化	神社・仏閣	11,073	12,139	23,408	24,492	36,091	18,749	18,897	35,989	27,217	31,528	29,896	12,290	281,769	0.651
3	松江城山公園	スポーツ・レク	公園	12,487	13,689	26,396	27,619	40,698	21,142	21,309	40,583	30,692	35,553	33,713	13,859	317,740	0.651
4	小泉八雲記念館	歴史文化	記念・資料館	3,876	4,615	9,145	8,030	13,818	7,559	7,591	12,958	11,083	12,496	12,778	4,798	108,746	0.656
5	武家屋敷	歴史文化	歴史的建造物	4,347	4,768	8,291	8,008	13,540	6,925	6,675	11,539	10,922	11,529	11,211	3,836	101,591	0.625
6	松江しんじ湖温泉	温泉・健康	温泉地	11,995	12,205	16,770	15,505	18,388	14,220	16,323	25,190	18,643	20,950	23,905	14,052	208,086	0.690
7	松江・堀川地ビール館	歴史文化	産業観光	7,718	9,566	16,869	13,608	15,117	15,341	12,713	14,099	16,513	18,781	19,608	9,884	169,817	0.722
8	島根県立美術館	歴史文化	美術館	27,372	18,176	25,921	26,245	30,653	18,130	20,335	24,161	20,352	26,157	20,502	15,953	273,957	0.745
9	カラコロ工房	歴史文化	産業観光	21,107	24,949	33,676	27,995	40,201	25,940	33,050	33,622	33,725	39,733	30,259	21,826	366,083	0.759
10	松江郷土館	歴史文化	記念・資料館	3,355	3,803	6,166	8,833	10,735	4,130	4,107	8,210	6,973	6,183	7,114	3,236	72,845	0.565
11	明々庵	歴史文化	歴史的建造物	342	402	712	601	1,168	559	488	750	719	845	1,245	271	8,152	0.525
12	普門院	歴史文化	神社・仏閣	0	0	0	1,164	307	85	139	171	120	145	362	70	2,563	0.183
13	月照寺	歴史文化	神社・仏閣	464	583	855	993	1,641	4,753	3,529	1,264	1,234	1,641	1,537	466	19,280	0.338
14	田部美術館	歴史文化	美術館	222	219	418	489	1,169	737	299	493	466	626	759	216	6,113	0.436
15	島根県物産観光館	都市型観光	都市型観光	9,194	8,716	12,784	12,949	15,465	10,248	11,392	17,494	12,881	14,865	15,519	14,632	156,139	0.744
16	ポートピア松江	スポーツ・レク	レジャーランド	9,638	8,553	11,337	16,088	17,706	15,976	14,116	14,701	14,876	12,930	11,731	12,658	160,310	0.754
17	袖師窯	歴史文化	産業観光	13	83	14	8	35	29	19	33	28	19	18	5	304	0.305
18	安都宗四郎記念館	歴史文化	記念・資料館	361	205	199	257	679	279	238	234	155	501	1,785	1,663	6,556	0.306
19	宍道湖しじみ館	都市型観光	都市型観光	3,282	3,069	2,684	2,191	3,496	2,645	2,421	3,386	2,290	2,869	3,547	2,505	34,385	0.808

業の名称、内容が一致している事業を重複事業として定義した。弘前市においては6事業のうち3事業、松江市では12事業のうち10事業が重複事業である事が明らかになった。さらに、弘前市においては文化財・記念館の整備・改修を行なっている事業が重複しているのに対して、松江市においては8番の都市計画道路3・4・5号整備や市民中央広場などのインフラ事業も歴まち法の計画に位置づけている事が明らかになった。

表6 弘前市と松江市の計画概要

※1 中心市街地領域と重なっている重点区域面積のみを算出した。
 ※2 中心市街地領域と重なっている重点区域内の事業数を掲載した。

弘前市		松江市	
中活法指定中心市街地			
認定日	H20.7.9		H20.7.9
面積 (ha) ※1	401		398
目標指標①	中心市街地歩行者・自転車交通量(人) (平日・休日の平均) 20,464(H19)→25,000(H24)		中心市街地歩行者・自転車交通量 (平日・休日の合計) 17,380(H19)→19,000(H24)
目標指標②	中心商店街空き店舗率(%) 13.7(H18)→8.5(H24)		居住人口(人) 15,713(H19)→19,000(H24)
目標指標③	中心市街地観光施設等入場者数(人) 1,820,440(H18)→2,125,000(H24)		中心市街地観光施設等入場者数(人) 3,627,000(H18)→ 4,100,000(H24)
歴まち法指定重点区域			
認定日	H22.2.4		H23.2.23
面積 (ha) ※1	287		421
計画策定数 ※2	12		6

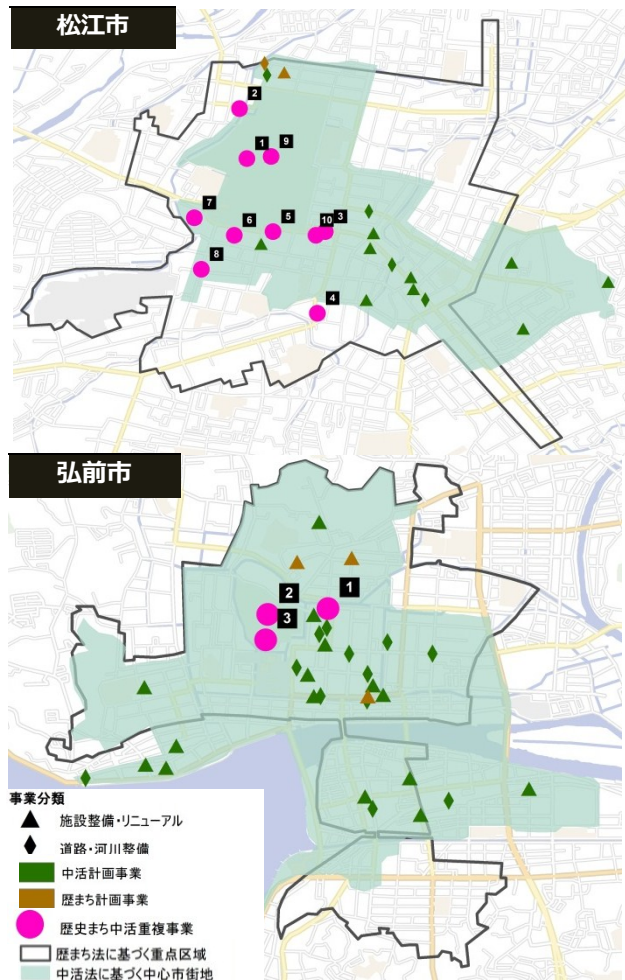


図8 松江市・弘前市における歴まち法、中活法に基づく指定区域における事業

表7 歴まち法・中活計画重複事業

番号	松江市歴まち法・中活計画事業	弘前市歴まち法・中活計画事業
1	弘前城本丸石垣整備	ホーランエンヤ記念館整備事業
2	旧紺屋町消防屯所保存修理	史跡松江城石垣修理事業
3	市民中央広場整備	興雲閣解体修理・活用事業
4	新寺構土塁整備	
5	追手門広場改修	
6	旧第八師団長官舎保存修理	
7	藤田記念庭園改修	
8	都市計画道路3・4・5号整備	
9	鷹揚公園整備	
10	主要地方道弘前岳釜ヶ沢線整備	

7. 結論

都道府県別に調査されている観光統計について、既存調査¹⁾を参考にして調査を行なった。外国人に関する統計については都道府県レベルでも整備が低く、市区町村別では入込客数の整備ではわずかに11都道府県に留まった。今後のインバウンド増加に向けた観光計画に寄与する基礎資料として、喫緊の整備が必要である。

また、観光資源の持続可能性として季節変動性に着目し、観光庁規準の観光統計を活用して季節変動係数の算出を行なった。中でも自然観光資源全般、神社・仏閣で季節変動が大きい結果となった。今回は歴まち法に認定された都市に着目し本分析を行なったが、表1より官公庁統計基準で観光資源の月別入込客の統計を有するのは9都道府県存在するため、対象範囲を広げ今後も継続して研究を行う必要がある。

さらに、松江市と弘前市を対象として歴まち法、中活法における施策を比較し、まちづくり施策との連携を分析した。表7からも分かるように、松江市では重点区域内では文化財の整備・改修のみならず広場整備など都市施設に関する整備事業も行なっている事が明らかとなった。また中活法・歴まち法ともに計画した事業に対するフォローアップ報告が各年に義務付けられており、事業の現状や評価が行われている。今後は事業に対する自治体の現状・評価を加え、事業の達成状況、達成要因等に関して研究を行う価値があると考えられる。

参考文献

- 1) 日本観光振興協会編：数字で見る観光 2011-2012年度版、創成社、2012。
- 2) 黒田乃生・下村彰男：世界遺産登録後の白川村萩町における観光の現状とその方向性に関する考察、日本都市計画学会学術研究論文集、Vol.36 pp.253-258、2001。
- 3) 西山徳明・大森洋子：歴史的町並みを観光資源とする地域におけるまちづくりに関する研究、日本都市計画学会学術研究論文集、Vol.35 pp.811-816、2000。
- 4) 大井達雄：宿泊旅行統計調査による季節変動に関する一考察、観光庁 第3回観光統計を活用した実証分析に関する

論文, 2011.

- 5) 観光庁：観光入込客統計に関する共通基準, 国土交通省観光庁, 2009.
- 6) 弘前市：弘前市歴史的風致維持向上計画, 弘前市, 2010.
- 7) 弘前市：弘前市中心市街地活性化基本計画, 弘前市, 2008.
- 8) 松江市：松江市歴史的風致維持向上計画, 松江市, 2011.
- 9) 松江市：松江市中心市街地活性化基本計画, 松江市, 2008.

(2012.8.3 受付)

RESEARCH ON THE SUSTAINABILITY OF HISTORY AND CULTURAL TOURIST RESOURCES UTILIZING TOURISM STATISTICS AND THE CITY PLANNING MEASURES

Takehisa TONOMURA and Kiyoe MIYASHITA

Maintenance and public presentation of the statistics about the sightseeing in our country were behind other advanced nations, and quantitative and uniform sightseeing evaluation was in the difficult situation.

In such a situation, a national unification standard is prepared in the statistics in 2010 fiscal year, and unification of the tourism statistics in all the all prefectures is attained in the Japan Tourism Agency.

Moreover, the sightseeing city planning which attained regional vitalization by sightseeing in recent years attracts attention, and cooperation with a city planning measure is important. In addition, building maintainable sightseeing is called for and management of tourist attractions is important.

In this research, evaluation according to tourist resort point was performed as an index of sustainability paying attention to seasonal variation nature in the history and cultural tourist attractions of the city authorized by the history city planning method.

Moreover, we analyzed plans by the describing 2 methods compared and analyzed for MATSUE and HIROSAKI authorized by the city-center-activation master plan.